

株 主 各 位

証券コード 3358
令和7年6月11日

福岡県田川郡香春町大字鏡山字金山552番8
ワイエスフード株式会社
代表取締役社長 小川 光久

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://ys-food.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会情報」「招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ワイエスフード」又は「コード」に当社証券コード「3358」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和7年6月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年6月26日(木曜日)午前10時
2. 場 所 福岡県北九州市小倉北区堺町1丁目6-13
パークサイドビル 9階 大会議室
**※昨年と開催場所が変更となっておりますので
ご注意ください。**
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)

3. 目的事項
報告事項 第31期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

- ①事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」  
②計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 事業報告

(令和6年4月1日から  
令和7年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 会社の事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、社会活動が正常化したことにより人流や観光需要が回復したことで、明るい兆しは見受けられています。しかしながら米国の政権交代及び円安の長期化による物価の高騰などで、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましても、消費活動は回復傾向にある一方で、原材料・エネルギー価格の高騰による影響で、物価上昇に伴う外食控えなど先行き不透明な状況や継続的な採用難・パートアルバイトの時給の上昇や運送業界の配達料の値上げもあり、引続き厳しい経営環境が続いております。

当事業年度の経営成績は、売上高1,460百万円(2.7%増)、営業利益25百万円(31.3%減)、経常利益34百万円(51.3%減)、当期純利益18百万円(50.9%減)となりました。

経常損益におきましては、福岡県田川郡福智町より「ほうじょう温泉ふじ湯の里」指定管理者運営費の補助金14百万円があったことから経常利益34百万円(前期は経常利益71百万円)となりました。

前期比減少理由は営業外収益での受取保険金が12百万円減少したこと及び株主関連費用が17百万円増加したこととなります。

特別損益におきましては、今期決算において過去の長期滞留不良債権の一掃処理に区切りを付け、経営責任を明確にする上で役員退職慰労引当金の自主返上申し出を受け、特別利益戻入れ30百万円、特別損失として固定資産の減損損失が14百万円及び米国Tajima社株式取得中止に伴い契約を解約したことに関連する契約解約損29百万円がありました。

財務資本政策では、当事業年度での重要課題であった上場維持基準適合対策の実施とその成果を実現することを最優先に取り組みました。施策として令和6年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行ったこと及び令和7年1月14日株主優待の拡充と特別記念優待の実施、また、令和6年12月13日第三者割当による第5回新株予約権発行等を実施したことで流通株時価総額の増加に努めました。

その結果、総株主数が対前年度末比倍増の2,981名(前年度末1,405名)となり流通株時価総額は11.5億円となり基準10億円以上をクリア、懸案であった上場維持基準はすべて適合状況に至っております。

また重点的に取り組んでおりますM&Aについては、令和7年4月30日公表のとおり「Tajima Holdings, Inc.」の完全子会社化を断念しましたが、当社は

M&Aにおいて、将来的なシナジーや経営戦略との整合性を最も重視しており、たとえ魅力的に見える案件であっても、バリュエーションが適正水準を大きく超える場合には、慎重な姿勢を貫いております。適正な価格での投資こそが、買収後の安定した成長と持続的な企業価値向上につながると考えており、引き続き、冷静かつ着実なM&Aを心がけてまいります。

当期の各セグメント別の業績動向は次のとおりです。当期より、「その他」セグメントを「外食事業」セグメントに統合する等、セグメントの区分を変更しており、各セグメントの前期比につきましては、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えたうえで算出しております。

| 区分      | 前事業年度       |            | 当事業年度       |            | 比較増減          |            |
|---------|-------------|------------|-------------|------------|---------------|------------|
|         | 金額<br>(百万円) | 構成比<br>(%) | 金額<br>(百万円) | 構成比<br>(%) | 増減金額<br>(百万円) | 増減率<br>(%) |
| 外食事業    | 1,247       | 87.7       | 1,282       | 87.8       | 34            | 2.8        |
| 不動産賃貸事業 | 34          | 2.4        | 35          | 2.4        | 0             | 2.4        |
| 外販事業    | 35          | 2.5        | 32          | 2.2        | △3            | △9.1       |
| 温泉事業    | 105         | 7.4        | 110         | 7.6        | 5             | 5.0        |
| 合計      | 1,422       | 100.0      | 1,460       | 100.0      | 37            | 2.7        |

#### ① 外食事業

当事業年度の売上高は1,282百万円（前期比2.8%増）となり、営業利益84百万円（前期比12.9%減）となりました。

店舗数の増減につきましては、直営店1店舗、FC店2店舗の新規出店があったものの、海外2店舗の閉店があったことから、前事業年度末に比べ1店舗増加し109店舗（直営店6店舗、FC店78店舗、海外25店舗）となりました。

## ② 不動産賃貸事業

当社が所有する店舗用地等の有効活用を目的とした賃貸事業を行っております。

当事業年度の売上高は35百万円(前期比2.4%増)、営業利益7百万円(前期比47.8%増)となりました。

## ③ 外販事業

当社は、ラーメン等の製品を主要販売品目とする外販に加え、インターネット通販サイトにおける通信販売及び一般小売先向け卸、委託販売による小売を行っております。

当事業年度における外販事業の売上高は32百万円(前期比9.1%減)となり、営業損失9百万円(前期は営業損失9百万円)となりました。

## ④ 温泉事業

当社は、令和2年6月より、福岡県田川郡福智町「ほうじょう温泉ふじ湯の里」の指定管理者となり、同施設の運営を行っております。

当事業年度における温泉事業の売上高は110百万円(前期比5.0%増)となり、営業利益0百万円(前期は営業損失14百万円)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施しました設備投資の総額は45百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

外食事業 既存店舗の設備の入替・改修等

外食事業 新規出店店舗の設備の改装・新設等

外食事業 本社工場の設備の修繕・改修等

## (3) 会社の資金調達の状況

当事業年度において、新株予約権の行使により115百万円の資金調達をしております。

#### (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                  | 第 28 期<br>(令和 4 年3月期) | 第 29 期<br>(令和 5 年3月期) | 第 30 期<br>(令和 6 年3月期) | 第 31 期<br>(当 事 業 年 度)<br>(令和 7 年3月期) |
|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                          | 1,287                 | 1,425                 | 1,422                 | 1,460                                |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△) (百万円)     | 3                     | △0                    | 71                    | 34                                   |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△) (百万円) | △83                   | 35                    | 37                    | 18                                   |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) (円)    | △13.68                | 5.85                  | 6.14                  | 0.59                                 |
| 総 資 産 (百万円)                          | 2,716                 | 2,585                 | 1,991                 | 2,133                                |
| 純 資 産 (百万円)                          | 1,389                 | 1,435                 | 1,504                 | 1,638                                |
| 1株当たり純資産 (円)                         | 228.02                | 234.75                | 243.86                | 50.4                                 |
| 期末外食店舗数 (店舗)<br>(うち直営店)              | 138<br>(10)           | 125<br>(9)            | 108<br>(6)            | 109<br>(6)                           |

(注) 1. 各事業年度の主な変動要因は次のとおりであります。

第28期…国内事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点的措置などによる営業時間の短縮及び休業の発生に伴い減収となり営業損失となりました。福岡県感染拡大防止協力金等があったものの、固定資産の減損に係る会計基準に基づき、保有する固定資産について将来の回収可能性の検討をした結果、減損損失を計上したことから当期純損失となりました。

第29期…国内事業におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止への取り組みやワクチン接種の普及等により経済活動は徐々に正常化し、外食事業における明るい兆しは見受けられましたが、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による原材料価格及びエネルギー価格の高騰の影響により、営業損失となりました。また、固定資産の減損に係る会計基準に基づき、保有する固定資産について将来の回収可能性の検討をした結果、減損損失を計上したものの福岡市城南区の土地及び建物等の売却等により固定資産売却益があったことから当期純利益となりました。

第30期…国内事業におきましては、新型コロナウイルスによる行動規制が緩和されインバウンド需要をはじめとする観光需要も回復し外食事業における明るい兆しは見受けられておりますが、原材料・エネルギー価格高騰などの影響で、依然として先行き不透明な状況が続いております。このような状況の中不採算店舗を閉店したことで費用の圧縮となり営業利益及び当期純利益となりました。

当期…既述の「(1) 会社の事業の経過及びその成果」をご参照ください。

(注) 2. 令和6年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、当該株式分割が当期首に行われたものと仮定して算定しております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

## (6) 会社の対処すべき課題

今後の当社の経営環境につきましては、消費活動は回復傾向にある一方で、原材料・エネルギー価格の高騰による影響で、物価上昇に伴う外食控えなど先行き不透明な状況や継続的な採用難・パートアルバイトの時給の上昇や運送業界の配送料の値上げもあり、引続き厳しい状況が続いております。

### ①営業利益の改善

創業来の一杯のラーメンによるお客様のしあわせを「味のこだわり」として目指して参りました。原材料・商品市況の高騰や、人手不足という経営環境の引き続き厳しい状況が続いております。

当社の大きな経営課題である原価率の高さと営業利益率の低水準の改善は喫緊の課題です。既に改善の取り組みを始め、令和8年3月期業績予想で改善（当期25百万円1.7% 来期52百万円3.3%）を見込んでおりますが早期に10%台への回復を実現すべく努力してまいります。

### ②M&A強化

適正な企業価値算定による内外のM&Aを強化し、多様なジャンルを持つ総合的な飲食プラットフォームへの脱却を目指します。当社はM&Aにおいて、将来的なシナジーや経営戦略との整合性を最も重視しており、たとえ魅力的に見える案件であっても、バリュエーションが適正水準を大きく超える場合には、慎重な姿勢を貫いております。適正な価格での投資こそが、買収後の安定した成長と持続的な企業価値向上につながると考えており、引き続き、冷静かつ着実なM&Aを心がけてまいります。

### ③外食事業の取組

外食事業の新規出店活動は、引き続き外部支援の活用によるエリアフランチャイズ契約（以下「AFC契約」という）を獲得することを活動の中心としております。AFC契約を獲得することにより短期間における多店舗FC展開を図り、FC加盟説明会を再開して新規加盟者の拡大に努めてまいります。更に課題であった東京進出につきましては、都内23区にアンテナショップとなり得る店舗を出店し、東京本部と共に関東圏におけるFC加盟募集の拡大を目指します。また、今年4月に主要ブランドであります山小屋創業55周年を迎えましたので、定期的な新メニューの提案及び各店舗の特色を活かしたイベントなどの開催を支援してまいります。

#### ④人財の確保・教育

当社及び当社グループが長期的に成長を続けるには、人財の確保・教育が重要な課題であります。そのため人財の確保はもとより多様な人財が活用できる機会の創出や働きやすい職場環境の整備に取り組むことにより、外国人労働者等の受け入れも実施しております。

また、F C店の管理においてスーパーバイジング力の強化は必須であるため、専門業者を活用することにより、集中的かつ合理的な育成に努めてまいります。

#### (7) 会社の主要な事業内容（令和7年3月31日現在）

当社は、ラーメン店及びラーメン店のフランチャイズ・チェーン本部の経営と飲食店用厨房機器の販売、不動産の賃貸及びインターネット通販サイトにおける通信販売及び一般小売先向け卸、委託販売による小売を主な事業内容としております。

##### ① 外食事業

国内・海外において「筑豊ラーメン山小屋」、「ばさらか」、「一康流」、「遣唐拉麵」、「やまごや」等のブランドを主力に厳選された食材を使用し、自社工場で製造した麺、焼豚等の食材を販売するとともに、ラーメンのフランチャイズ・チェーン加盟店の募集及び加盟店の経営指導業務を行っております。

当事業年度より、従来「その他」事業区分としておりました飲食店用厨房設備販売事業の金額的重要性が乏しくなったため、「外食事業」に含めて記載する方法に変更しています。

なお、令和7年3月末日現在の店舗数は109店舗（直営店6店舗、F C店78店舗、海外25店舗）となっております。

##### ② 不動産賃貸事業

当社が所有する店舗用地等の有効活用を目的とした賃貸事業を行っております。

##### ③ 外販事業

インターネット通販サイトにおける通信販売及び一般小売先向け卸、委託販売による小売を行っております。

##### ④ 温泉事業

福岡県田川郡福智町「ほうじょう温泉ふじ湯の里」の指定管理者となり、同施設の運営を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場（令和7年3月31日現在）

①当社

|                  |                       |            |                  |            |
|------------------|-----------------------|------------|------------------|------------|
| 本社及び工場           | 福岡県田川郡香春町大字鏡山字金山552番8 |            |                  |            |
| 店舗（直営店舗<br>数6店舗） | 福岡県北九州市<br>福岡県田川郡     | 1店舗<br>2店舗 | 福岡県福岡市<br>東京都渋谷区 | 2店舗<br>1店舗 |

なお、上記のほか、F C店舗が78店舗あります。

②子会社

該当事項はありません。

(9) 会社の従業員の状況（令和7年3月31日現在）

| 事業部門別   | 従業員数 | 前事業年度末比増減 |
|---------|------|-----------|
| 外食事業    | 63名  | 3名増       |
| 不動産賃貸事業 | —    | —         |
| 外販事業    | 2名   | —         |
| 温泉事業    | 14名  | 1名減       |
| 全社（共通）  | 10名  | —         |
| 合計      | 89名  | 2名増       |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社から当社外への出向者を除き、常用パートを含む）であります。
2. 上記従業員数には、臨時雇用者（パートタイマーを含む）17名（期中平均人員〈1日8時間換算〉）は含まれておりません。
3. 不動産賃貸事業の従業員数については、他の事業部門内に兼務する従業員が含まれているため、従業員数を「—」としております。

| 従業員数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|--------|--------|
| 89 (17) 名 | 2名増(3名減)  | 48.32歳 | 13.13年 |

- (注) 従業員数は、就業人員であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（令和7年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（令和7年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 121,460,000株  
 (注) 令和6年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を24,292,000株から121,460,000株に変更しております。
- (2) 発行済株式の総数 32,302,500株  
 (注) 令和6年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は24,607,600株増加しております。
- (3) 株主数 2,981名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------|------------|---------|
| 青 柳 和 洋                 | 8,130,000株 | 25.1%   |
| Blue Goats Capital株式会社  | 4,087,000  | 12.6    |
| 株式会社テクノバンク・サンケン         | 2,717,500  | 8.4     |
| 本 多 敏 行                 | 971,200    | 3.0     |
| 野 村 證 券 株 式 会 社         | 666,900    | 2.0     |
| 江 川 源                   | 565,300    | 1.7     |
| 緒 方 正 憲                 | 493,000    | 1.5     |
| 株 式 会 社 和 円 商 事         | 480,500    | 1.4     |
| 株 式 会 社 老 松 醬 油 松 岡 本 家 | 465,000    | 1.4     |
| MSIP CLIENT SECURITIES  | 415,900    | 1.2     |

(注) 株式比率は発行済株式総数から自己株式数（305株）を控除して算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（令和7年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                             |
|-----------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 小 川 光 久   | 株式会社DGキャピタルグループ・社外取締役                                                                                                    |
| 取 締 役     | 青 柳 和 洋   | 株式会社Secual 取締役<br>株式会社Pontely 取締役<br>Blue Goats Capital株式会社 代表取締役<br>Senxeed Robotics株式会社 取締役<br>株式会社it's HOUSE 取締役      |
| 取 締 役     | 緒 方 正 憲   | 生産本部長<br>Japan Traditionals Sp. z. o. o 取締役                                                                              |
| 取 締 役     | 中 村 行 男   | 管理本部長                                                                                                                    |
| 取 締 役     | 中 井 川 俊 一 | ラス・カーズ・キャピタル株式会社<br>代表取締役社長<br>株式会社広済堂ホールディングス 社外取締役                                                                     |
| 社 外 取 締 役 | 岩 田 康 裕   | 個人事業KEIEI 代表                                                                                                             |
| 社 外 取 締 役 | 江 本 克 也   |                                                                                                                          |
| 社 外 取 締 役 | 森 井 じ ゅ ん | 森井会計事務所 代表公認会計士・税理士<br>株式会社城南紙商代表取締役<br>東京都品川区監査委員<br>THE WHY HOW DO COMPANY株式会社 社外監査役<br>東都水産株式会社 社外監査役<br>パス株式会社 社外取締役 |
| 社 外 取 締 役 | 渡 辺 治     | 新樹法律事務所弁護士                                                                                                               |
| 常 勤 監 査 役 | 工 藤 明     |                                                                                                                          |
| 監 査 役     | 杉 山 耕 司   | 株式会社アートスタジオオすぎやま代表取締役                                                                                                    |
| 社 外 監 査 役 | 田 吹 多 祥   |                                                                                                                          |
| 社 外 監 査 役 | 伊 藤 聖 一   | 司法書士伊藤事務所 司法書士                                                                                                           |

(注) 1. 当社は、社外取締役森井じゅん氏、社外取締役渡辺治氏及び社外監査役田吹多祥氏、社外監査役伊藤聖一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）・監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる（ただし、当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする）旨を定款に定めております。現在、当該定款に基づきすべての社外取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結しております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役岩田康裕氏、取締役江本克也氏、取締役森井じゅん氏、取締役渡辺治氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償することが不適切な一定の場合には補償の対象としないこととしております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、すべての取締役、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、現状の当社の規模などを鑑みた結果、取締役個人の報酬等については、固定額報酬のみとすることとなっております。また、決定方針の決定方法は、令和4年12月6日開催の取締役

会において代表取締役に一任することとしています。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は以下のとおりとなります。

- ① 当社の取締役の報酬等は、長期的・持続的な企業業績及び企業価値の向上を実現されるため、職責に相応しい有能な取締役の確保・定着も考慮した競争力のある報酬水準及び報酬体系とすることを基本方針とします。
- ② 取締役報酬限度額（使用人兼取締役の使用人分給与を除く）は、平成8年3月22日開催の株主総会において、年額180,000千円以内と決議頂いております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
- ③ 当社取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬の範囲内で、代表取締役社長の小川光久に一任して各取締役の報酬等を決定します。  
代表取締役に一任している理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。  
取締役会は、取締役の報酬の決定が代表取締役によって適切に行使されるよう、社外取締役との協議を経た後に決定する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
- ④ 監査役は、独立した立場から取締役の業務執行を監督する立場であることから、固定報酬のみ支給としております。報酬の水準は、良質なコーポレート・ガバナンスの確立と運用に重要な役割を果たすにふさわしい人材を確保するために必要な水準としております。監査役の報酬限度額は、平成8年3月22日開催の株主総会において、年額18,000千円以内と決議頂いております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
- ⑤ 退職慰労金は、役員の役位、職責、実績、在任年数等に応じて、役員が退任する際に、株主総会の議決を経て支給するものとします。

(6) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 総 額         |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 9名<br>(4) | 30,000千円<br>(4,800) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(2)  | 9,000<br>(2,400)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 13<br>(6) | 39,000<br>(7,200)   |

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

(7) 社外役員に関する事項

①社外取締役

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
社外取締役岩田康裕氏は個人事業KEIEIの代表であります、当社との間に特別な関係はありません。

社外取締役江本克也氏と当社との間に特別な関係はありません。

社外取締役森井じゅん氏は森井会計事務所代表公認会計士・税理士、株式会社城南紙商の代表取締役、東京都品川区の監査委員、THE WHY HOW DO COMPANY株式会社の社外監査役、東都水産株式会社の社外監査役、パス株式会社の社外取締役であります、当社との間に特別な関係はありません。

社外取締役渡辺治氏は新樹法律事務所弁護士であります、当社との間に特別な関係はありません。

ロ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

## ハ 当事業年度における主な活動状況

### (ア) 取締役会への出席状況

|              | 取締役会（17回開催） |        |
|--------------|-------------|--------|
|              | 出席回数        | 出席率    |
| 社外取締役 岩田 康裕  | 14回         | 82.4%  |
| 社外取締役 江本 克也  | 15回         | 88.2%  |
| 社外取締役 森井 じゅん | 16回         | 94.1%  |
| 社外取締役 渡辺 治   | 17回         | 100.0% |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が15回ありました。

### (イ) 取締役会における発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役岩田康裕氏は、電子部品メーカー等で勤務したほか米国企業において副社長を務める等様々な経験を有することから、取締役会では、専門家としての見地から経営に対する助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言・役割を果たしておりました。

社外取締役江本克也氏は、大手化学企業において長年の勤務経験を有することから、取締役会では、専門家としての見地から経営に対する助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言・役割を果たしておりました。

社外取締役森井じゅん氏は、公認会計士としての経験を有し、会計実務に関する豊富な経験を有することから、取締役会では、専門家としての見地から経営に対する助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言・役割を果たしておりました。

社外取締役渡辺治氏は、弁護士としての経験を有し、企業法務に係る実務に関する豊富な経験を有することから、取締役会では、専門家としての見地から経営に対する助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言・役割を果たしておりました。

### ②社外監査役

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役田吹多祥氏と当社との間に特別な関係はありません。

社外監査役伊藤聖一氏は司法書士伊藤事務所の司法書士であります  
が、当社との間には、特別な関係はありません。

ロ 社外役員の主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

|             | 取締役会 (17回開催) |       | 監査役会 (17回開催) |        |
|-------------|--------------|-------|--------------|--------|
|             | 出席回数         | 出席率   | 出席回数         | 出席率    |
| 社外監査役 田吹 多祥 | 15回          | 88.2% | 15回          | 88.2%  |
| 社外監査役 伊藤 聖一 | 17回          | 100%  | 17回          | 100.0% |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、  
取締役会決議があったものとみなす書面決議が15回ありました。

(イ) 取締役会及び監査役会における発言状況

社外監査役田吹多祥氏は、永年の銀行実務経験を基にした財務・経  
理・経営判断の見地から、社外監査役伊藤聖一氏は司法書士としての知  
識や経験を当社の監査体制強化に活かし、経営者としての幅広い見識を  
取締役会及び監査役会において、意見交換や客観性を考慮した適宜有用  
な発言をしております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 当社の会計監査人の名称

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

(注) Mazars有限責任監査法人は、令和6年10月1日付で「Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人」に名称変更いたしました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                  | 報酬等の額    |
|------------------|----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額    | 27,616千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭 | 27,616千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役全員の同意を得たうえで、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会の会議の目的とすることを取締役会に請求します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約について

会計監査人と締結している個別の責任限定契約はございませんが、当社定款において会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会計監査人の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる旨の定めをしております。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識しており、厳しい経済状況の中で、収益力の向上、財務体質の改善など経営基盤の強化に努め、安定的な配当を行うことを基本方針といたしております。

当社は、年1回の期末配当を行うことを基本方針とし、この剰余金の配当の決定機関を株主総会としております。

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨定款に定めております。

しかしながら、令和7年3月期の配当につきましては、利益剰余金がマイナスであることを勘案し、誠に遺憾ではありますが、無配とさせていただきます。令和7年3月期に関しては、無配となりましたが、令和8年3月期は、役員及び従業員が一丸となって企業価値の向上に努めることはもちろん、本社及び店舗におけるコスト圧縮等を図るとともに、引き続き採算性を重視した経営方針による利益体質の改善により、安定的に利益が確保できる体制を確実なものとし、早期の復配を目指す所存であります。

# 貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目      | 金 額       | 科 目          | 金 額       |
|----------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部)   |           | (負債の部)       |           |
| 流動資産     | 627,776   | 流動負債         | 278,013   |
| 現金及び預金   | 388,812   | 買掛金          | 85,281    |
| 売掛金      | 112,939   | 未払金          | 71,614    |
| 商品及び製品   | 82,068    | 未払費用         | 35,264    |
| 仕掛品      | 845       | 未払法人税等       | 8,915     |
| 原材料及び貯蔵品 | 17,292    | 未払消費税等       | 4,292     |
| 前払費用     | 11,480    | 契約負債         | 117       |
| 預け金      | 4,992     | 前受金          | 4,987     |
| その他の他    | 15,083    | 前受収益         | 571       |
| 貸倒引当金    | △5,737    | 預り金          | 65,956    |
| 固定資産     | 1,505,661 | その他の他        | 1,011     |
| 有形固定資産   | 1,346,910 | 固定負債         | 217,028   |
| 建物       | 324,158   | 長期預り敷金保証金    | 64,739    |
| 構築物      | 6,319     | 退職給付引当金      | 61,786    |
| 機械及び装置   | 20,645    | 役員退職慰労引当金    | 550       |
| 車両運搬具    | 1,574     | 資産除去債務       | 66,187    |
| 工具器具備品   | 7,350     | その他の他        | 23,765    |
| 土地       | 983,473   | 負債合計         | 495,042   |
| リース資産    | 3,388     | (純資産の部)      |           |
| 無形固定資産   | 7,021     | 株主資本         | 1,615,910 |
| ソフトウェア   | 5,831     | 資本金          | 1,421,187 |
| その他の他    | 1,190     | 資本剰余金        | 898,725   |
| 投資その他の資産 | 151,729   | 資本準備金        | 866,887   |
| 投資有価証券   | 47,430    | その他資本剰余金     | 31,838    |
| 関係会社株式   | 5,821     | 利益剰余金        | △703,984  |
| 出資金      | 25        | 利益準備金        | 2,772     |
| 長期貸付金    | 48,954    | その他利益剰余金     | △706,756  |
| 長期前払費用   | 1,312     | 繰越利益剰余金      | △706,756  |
| 繰延税金資産   | 14,293    | 自己株式         | △18       |
| 長期未収入金   | 1,635     | 評価・換算差額等     | 12,071    |
| その他の他    | 69,605    | その他有価証券評価差額金 | 12,071    |
| 貸倒引当金    | △37,346   | 新株予約権        | 10,413    |
| 資産合計     | 2,133,437 | 純資産合計        | 1,638,395 |
|          |           | 負債・純資産合計     | 2,133,437 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(令和6年4月1日から  
令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額    |           |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高          |        | 1,460,183 |
| 売上原価         |        | 738,094   |
| 売上総利益        |        | 722,089   |
| 販売費及び一般管理費   |        | 697,010   |
| 営業利益         |        | 25,079    |
| 営業外収益        |        |           |
| 受取利息及び配当金    | 543    |           |
| 補助金収入        | 14,069 |           |
| 受取保険金        | 4,623  |           |
| その他営業外収益     | 5,895  | 25,131    |
| 営業外費用        |        |           |
| 支払利息         | 4      |           |
| 貸倒引当金繰入額     | △9,083 |           |
| 株主関連費用       | 17,078 |           |
| その他営業外費用     | 7,283  | 15,284    |
| 経常利益         |        | 34,925    |
| 特別利益         |        |           |
| 役員退職慰労引当金戻入額 | 30,584 | 30,584    |
| 特別損失         |        |           |
| 固定資産除却損      | 284    |           |
| 減損損          | 14,367 |           |
| 契約解約損        | 29,011 | 43,663    |
| 税引前当期純利益     |        | 21,846    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,441  |           |
| 法人税等調整額      | △2,046 | 3,395     |
| 当期純利益        |        | 18,450    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和7年5月27日

ワイエスフード株式会社  
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人  
東京都港区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 雅士  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塚越 正至

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ワイエスフード株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。  
なお、監査上の主要な検討事項については、Fovis Mazars Japan 有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築・運用状況についても、経営環境の変化に対応した取組みが継続的に行われており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月27日

|             |       |
|-------------|-------|
| ワイエスフード株式会社 | 監査役会  |
| 常勤監査役 工 藤   | 明 ㊟   |
| 監査役 杉 山     | 耕 司 ㊟ |
| 社外監査役 田 吹   | 多 祥 ㊟ |
| 社外監査役 伊 藤   | 聖 一 ㊟ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう3名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1         | ※<br>たかだ かずみつ<br>高田 十光<br>(昭和31年9月12日) | 昭和56年3月 慶応義塾大学 経済学部卒業<br>昭和56年4月 川鉄商事(現 JFE商事)㈱<br>昭和61年10月 大和証券㈱ 債券本部<br>平成7年7月 大和証券英国法人 債券本部<br>平成12年3月 大和証券SMBC㈱債券本部 部長<br>平成13年4月 大和証券金融法人本部 部長<br>平成18年5月 東京海上フィナンシャル証券会社<br>業務執行役員 金融商品本部長<br>平成19年6月 オリックス㈱投資銀行本部部長<br>平成20年4月 オリックス・フィナンシャル・プロダ<br>クツ㈱ 代表取締役社長<br>平成22年10月 オリックス㈱ 財務本部 部長<br>平成28年6月 オリックス生命保険㈱ 社外監査役<br>平成28年6月 オリックス・リビング㈱(現グッドタ<br>イムリビング㈱) 監査役<br>令和1年9月 オリックス債権回収㈱ 監査役<br>令和1年9月 オリックスローンビジネスセンター㈱<br>監査役<br>令和4年7月 ㈱KabuK Style 社外取締役<br>令和6年12月 ワイエスフード㈱ 顧問 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>令和2年10月 Kz Associates合同会社設立 代表 | 一株          |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>株式数 |
|-----------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2         | あおやぎ かずひろ<br>青柳 和洋<br>(昭和55年4月30日)    | 平成18年3月 ㈱電通国際情報サービス 入社<br>平成25年7月 Deloitte Tohmatu Consulting LLC<br>入社<br>平成26年7月 イグニション・ポイント㈱ 設立<br>代表取締役就任<br>平成27年6月 ㈱ Secual 設立 代表取締役就任<br>(現 取締役)<br>平成30年6月 ㈱ Pontely 設立 取締役就任 (現<br>任)<br>平成31年3月 Blue Goats Capital ㈱ 設立 代表<br>取締役 就任 (現任)<br>令和2年8月 Senxeed Robotics ㈱ 設立 代表取<br>締役就任 (現 取締役)<br>令和4年5月 ㈱ it' s HOUSE 非常勤取締役 就任<br>(現 取締役)<br>令和4年6月 ORKA ホールディングス㈱ 非常勤取<br>締役<br>令和5年6月 当社取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱ Secual 取締役<br>㈱ Pontely 取締役<br>Blue Goats Capital ㈱ 代表取締役<br>Senxeed Robotics ㈱ 取締役<br>㈱ it' s HOUSE 取締役 | 8,130,000株  |
| 3         | ※<br>にしだ なおき<br>西田 直樹<br>(昭和53年8月31日) | 平成14年4月 PwCコンサルティング㈱ 入社<br>(現：日本IBM㈱)<br>平成22年5月 デロイト トーマツ コンサルティン<br>グ㈱ 入社<br>平成26年9月 イグニション・ポイント㈱<br>平成27年6月 ㈱Secual 取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱ Secual 取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 一株          |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>株式の<br>数 |
|-----------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 4         | なかむら ちかお<br>中村 行男<br>(昭和47年5月28日)      | 平成8年6月 当社 入社<br>平成11年7月 取締役営業部長<br>平成14年6月 取締役営業本部長<br>平成16年1月 取締役営業本部長兼営業支援部長<br>平成16年7月 取締役営業本部長<br>平成17年10月 取締役営業支援部長<br>平成19年7月 取締役店舗品質管理部長<br>平成21年7月 取締役直営事業部長兼エリア担当<br>平成22年4月 取締役内部監査室長<br>平成23年2月 取締役営業部長<br>平成26年7月 取締役営業企画部長<br>平成30年3月 取締役新規事業部長<br>令和2年9月 執行役員<br>令和4年12月 取締役飲食事業本部長<br>令和5年9月 取締役管理本部長(現任) | 94,500株          |
| 5         | ※<br>つるまき ともき<br>鶴巻 智規<br>(昭和53年1月10日) | 平成12年11月 公認会計士二次試験合格<br>平成13年8月 中央青山監査法人(現PwC Japan有<br>限責任監査法人)入所<br>平成16年5月 公認会計士登録<br>平成17年8月 ㈱フューチャークリエイト設立 代<br>表取締役就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱フューチャークリエイト設立 代表取締役                                                                                                                                                    | 一株               |
| 6         | わたなべ おさむ<br>渡辺 治<br>(昭和62年3月29日)       | 平成21年3月 明治大学法学部卒業<br>平成26年3月 中央大学法科大学院修了<br>平成26年9月 司法試験合格<br>平成27年12月 弁護士登録(東京弁護士会)<br>平成28年1月 花王㈱ 入社<br>平成31年4月 OMM法律事務所 入所<br>令和2年8月 新樹法律事務所 入所(現任)<br>令和3年6月 公認不正検査士資格認定<br>令和4年12月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>新樹法律事務所 弁護士                                                                                         | 一株               |

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 渡辺治氏は現在当社の社外取締役であります。令和4年12月6日の臨時株主総会にて選任され就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって2年6ヶ月となります。
4. 高田十光氏は、商社、証券投資銀行、事業会社、ベンチャーにおいて培った金融資本市場業務を中心とする、卓越した知見と幅広い経営的視野を以て当社の企業価値増大を実現しうる様々なノウハウ、経営資質を有しています。そのエキスパティーズを今後の経営活動で総合的に駆使し、重要経営課題であるM&A、財務資本政策、企業再編・事業継承支援、当社の持続的成長面で重要な役割が期待できます。昨年12月より当社顧問に就任し、財務・法務・戦略面を統合した総合的なアプローチで企業価値向上支援と経営戦略に直結するM&Aの企画・実行支援に加え、PMI（統合後の経営支援）やコーポレートガバナンス体制の強化にも注力し、経営視点と実務遂行力を兼ね備えた視野で企業の中長期的な成長支援を行った経験を当社の経営に大きく貢献することが期待できることから同氏を定時株主総会で承認を受けたのち、代表取締役への就任を前提として取締役として提案するものであります。
5. 西田直樹氏を社外取締役候補者にした理由及び期待する役割として、戦略系コンサルティングファームにて、企業の経営戦略、業務改革、マーケティング戦略、組織変革支援など幅広いプロジェクトに従事し多様な業種・業態の経営課題に対して、実行重視のコンサルティングの経験を有しており、当社の業績改善・株価回復に大きな貢献を果たすことが期待できることから同氏を取締役として提案するものであります。
6. 鶴巻智規氏を社外取締役候補者にした理由及び期待する役割として、公認会計士としての経験を有し、会計実務に関する豊富な経験を有しており、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待できることから、当社社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。
7. 渡辺治氏を社外取締役候補者にした理由及び期待する役割として、弁護士としての経験を有し、企業法務に係る実務に関する豊富な経験を有しており、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待できることから、当社社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
8. 当社は渡辺治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、鶴巻智規氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
9. 当社は渡辺治氏と間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、渡辺治氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、西田直樹氏及び鶴巻智規氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
10. 当社は渡辺治氏と間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償することが不適切な一定の場合には補償の対象としないこととしております。）補償契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、西田直樹氏及び鶴巻智規氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。

11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者が取締役を選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

2名退任に伴う2名の選任をお願いするものであります。退任監査役田吹多祥氏は本総会終結の時をもって任期満了、杉山耕司氏は辞任されます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

新任監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | かどくら ようへい<br>門倉 洋平<br>(昭和56年8月19日) | 平成16年10月 新日本監査法人 入所<br>平成17年8月 TAC株式会社入社<br>平成26年1月 AZX総合法律事務所 入所<br>平成26年12月 東京桜橋法律事務所 入所<br>平成29年6月 弁護士法人S&Nパートナーズ法律会計事務所設立<br>代表パートナー (現任)<br>平成4年1月 株式会社トゥエンティーフォーセブン<br>補欠監査役 (現任)<br>令和4年4月 明治学院大学 経済学部<br>非常講師<br>令和4年6月 株式会社横浜食品サービス<br>監査役 (現任)<br>令和7年4月 霞ヶ関ホテルリート投資法人<br>監査役員 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士法人S&Nパートナーズ法律会計事務所<br>代表パートナー<br>株式会社トゥエンティーフォーセブン<br>補欠監査役<br>株式会社横浜食品サービス 監査役<br>霞ヶ関ホテルリート投資法人 監査役員 | -              |
| 2     | たなか のぶよし<br>田中 信好<br>(昭和48年6月25日)  | 平成13年10月 公認会計士二次試験合格<br>平成13年10月 中央青山監査法人 (みずず監査法人) 入所<br>平成17年4月 公認会計士登録<br>平成19年8月 田中公認会計士事務所設立<br>(現任)<br>平成29年7月 明神監査法人 入所<br>平成30年9月 明神監査法人 社員就任<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>田中公認会計士事務所設立 代表<br>明神監査法人 社員                                                                                                                                                                                                             | -              |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 門倉洋平氏、田中信好氏は、社外監査役候補者であります。
3. 門倉洋平氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての経験を有し、企業法務に精通しており、当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。
4. 田中信好氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。
5. 当社は、門倉洋平氏及び田中信好氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
6. 門倉洋平氏及び田中信好氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しています。
8. 新任監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

以上

# 株主総会会場ご案内図

福岡県北九州市小倉北区塚町1丁目6-13  
パークサイドビル 9階 大会議室  
TEL 093(551)3878

アクセス JR小倉駅より「徒歩10分」  
都市モノレール線平和通駅より「徒歩3分」

